

事務局説明資料①

目 次

第3次基本方針のポイントと重要施策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）に対する対応状況・・・ 2

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

- ①成熟社会における成長の源泉
 - 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す 等
- ②文化芸術振興の波及力
 - 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興 等
- ③社会を挙げての文化芸術振興
 - 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

「第1」の方向性：次期方針においては、東日本大震災や2020年東京大会に向けた方向性など、近年の諸情勢を踏まえた記述とする必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策の進捗状況（例）

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～（赤字は昨今の状況、括弧内は平成27年度概算要求）

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

【例】

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
 - **トップレベルの舞台芸術創造事業**（3, 439百万円）
- ◆諸外国のアーツカウンスルに相当する新たな仕組みの導入
 - **日本版アーツカウンスルの試行的導入**（132百万円）
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
 - **劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び指針策定**
- ◆美術品補償制度の導入及び適切な制度運用
 - **美術品損害の補償に関する法律及び政省令策定**

戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

【例】

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
 - **新進芸術家グローバル人材育成事業**（1, 586百万円）
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実
 - **無形文化財・民俗文化財・文化財の保存技術の伝承等**（986百万円）

戦略3 子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

【例】

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実
 - **文化芸術による子供の育成事業**（5, 343百万円）
 - **伝統文化親子教室**（1, 319百万円）

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

【例】

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
 - **文化財の保存修理等**（11, 695百万円）
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
 - **文化財総合活用戦略プラン**（14, 099百万円）
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用
 - **文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究**（129百万円）

戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

【例】

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
 - **文化財総合活用戦略プラン**（14, 099百万円）
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
 - **文化芸術グローバル化推進事業**（3, 752百万円）
 - **劇場・音楽堂等活性化事業**（3, 403百万円）

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

【例】

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
 - **芸術文化の世界への発信と新たな展開**（1, 197百万円の内数）
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
 - **芸術文化の世界への発信と新たな展開**（1, 197百万円の内数）
 - **メディア芸術祭等事業**（394百万円）
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進
 - **東アジア文化交流推進プロジェクト事業**（193百万円）

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章（第8条以下）の各条に沿って基本的施策を列挙

「第1」及び「第2」の方向性：次期方針においては、第2、第3においては、各施策のこれまでの進捗状況も踏まえつつ、近年の諸情勢を踏まえた施策を新たに盛り込む必要がある。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援				
◆ 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入	○【平成27年度概算要求】トップレベルの舞台芸術創造事業 トップレベルの芸術創造活動を支援することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。	3,439	3,152	
	○【平成27年度概算要求】戦略的芸術文化創造推進事業 国の文化芸術振興上、推進することが必要な文化芸術活動について、国が要件を示して芸術団体等からの企画を選考・採択し、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図る。	729	366	
◆ 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入	○【平成27年度概算要求】日本版アーツカウンシルの試行的導入 文化芸術への支援策をより効果的なものとするため、専門家を活用した審査・評価等の仕組みの本格的導入に向けた取組を一層推進する。 平成27年度も平成26年度に引き続き「トップレベルの舞台芸術創造事業」の4分野及び芸術文化振興基金事業の4分野(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能)を対象とし、評価体制の充実を図る。	132	142	
◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実	○【平成27年度概算要求】劇場・音楽堂等活性化事業 (劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発活動等を総合的に支援することにより、文化芸術拠点としての活性化等を推進。)	3,403	3,003	※平成24年度までは「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」(「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部)として実施。
◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について検討	◇劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づく指針を策定 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第16条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年文部科学省告示第60号)を平成25年3月29日付けで告示。	/	/	
◆ 美術品補償制度の導入及び適切な制度運用	◇展覧会における美術品損害の補償に関する法律及び政省令(平成23年6月施行)に基づき、補償契約を締結 ◇展覧会における美術品損害の補償に関する法律附則第2項において、法律の施行後3年を目途として、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていることを踏まえ、関係機関等からのヒアリングを文化審議会美術品補償制度部会において実施し、制度の見直しについて検討している。	/	/	※文化審議会に「美術品補償制度部会」を設置。 ※平成26年度予算の予算総則に「補償契約の締結の限度額」14.329億円を記載。 ※制度の運用に必要な経費(説明会の開催等)については、平成23年度から平成25年度にかけて予算措置。
	○【平成25年度概算要求】制度の運用に必要な経費(説明会の開催等)	-	-	

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援	<p>▽【平成25年度税制改正措置】公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置の延長(公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税, 都市計画税, 不動産取得税の軽減措置(課税標準2分の1)について, その適用期限を2年延長(平成27年3月31日まで)。</p> <p>▽【平成27年度税制改正要望】公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置の拡充を要望(公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税, 都市計画税, 不動産取得税の軽減措置(課税標準2分の1)について, その恒久化を要望)。</p>	/	/	
	<p>○【平成27年度概算要求】NPO等による文化財建造物の管理活用事業 文化財建造物の維持管理や活用を目的に活動するNPO等に事業を委託し, 優れた取組事例を蓄積するとともに, 地方公共団体, 所有者等に対して普及を図る。</p>	12	11	
◆ 国立文化施設の機能充実及び運営見直し	<p>◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律(第66号)及び関係法律の整備に関する法律(法律第67号)(平成26年6月13日)に基づき平成27年4月1日より中期目標管理型法人に移行。 (国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成22年12月)等を踏まえ, 政府における独立行政法人改革の中で具体的に検討され, 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において, 国立美術館, 国立文化財機構, 日本芸術文化振興会はそれぞれ中期目標管理型法人とすることとなった。また, 自己収入の増加及び法人間・周辺他機関との連携による機能強化, 目的積立金の拡充による事業内容の充実などが求められる。)</p>	/	/	<p>※「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は, それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結(平成25年1月24日閣議決定)。 ※行政改革推進本部の設置(平成25年1月29日閣議決定)</p>

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実				
◆ 若手をはじめ芸術家の育成支援	○【平成27年度概算要求】新進芸術家の海外研修 新進芸術家に対し、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修の場を提供し、多様で優れた文化芸術を担う人材の養成を図る。	398	370	
	○【平成27年度概算要求】メディア芸術祭における顕彰制度の充実 平成23年度よりメディア芸術祭に新人賞を創設し、若手への顕彰を実施。	231	230	
	○【平成26年度】次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 新進芸術家を対象とする公演等を開催するとともに、分野の枠を越えた研修・発表の機会の提供や古典芸能に係る人材確保等を実施。	0	1,081	※平成27年度は「新進芸術家グローバル人材育成事業」において実施
	○【平成27年度概算要求】新進芸術家グローバル人材育成事業【新規】 新進芸術家やアートマネジメント人材の能力向上に資する研修の実施や国内外の実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材等の人的交流の推進により、我が国の芸術文化振興、海外発信を担うグローバルに活躍する人材を育成する。	1,585	0	
◆ 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実	○【平成26年度】大学を活用した文化芸術推進事業 芸術系大学等の有する様々な資源を積極的に活用したアートマネジメント人材の養成に係る、公演、展示等の開催も含めた実践的なカリキュラムを開発・実施する事業を支援。	0	400	※平成27年度は「新進芸術家グローバル人材育成事業」において実施
	○【平成27年度概算要求】劇場・音楽堂等活性化事業 アートマネジメント人材や舞台技術者等の専門的人材の養成を支援。	3,403	3,003	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】美術館・歴史博物館の管理・運営に関する研修 美術館・歴史博物館の学芸員等を対象に、館の管理・運営や教育普及活動を支える人材を育成。	5	5	
	○【平成26年度】地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 美術館・歴史博物館が中心となり、地域へのアウトリーチ活動、外国人利用のための環境整備(多言語化)、地域の子供を対象にした取組、障害者による芸術活動等、地域と共働して行う事業に対する支援。	0	1,308	平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成27年度概算要求】地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 地域に存する文化財の公開促進や学芸員等の人材育成及び訪日外国人向けの多言語化対応など、美術館・歴史博物館が従来持つ基盤を活用・強化する取組を支援。	1,805	0	「文化財総合活用戦略プラン」のメニューとして実施。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度	平成26年度	備考
		概算要求額	予算額	
		【単位:百万円】		
◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能等の伝承者への支援充実	○【平成27年度概算要求】無形文化財の伝承・公開 重要無形文化財の保持団体等が行う伝承者養成等の支援及び重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。	606	606	
	○【平成27年度概算要求】民俗文化財の伝承等 民俗文化財調査, 重要有形民俗文化財の保存修理や防災施設の設置, 重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。	294	250	
	○【平成27年度概算要求】文化財の保存技術の伝承等 選定保存技術保存団体等が行う伝承者の養成, 原材料・用具の確保等及び選定保存技術保持者が行う承者の要請, 技能・技術の錬磨等に対して補助を行う。	86	86	
	○【平成27年度概算要求】ふるさと文化財の森構想 文化財建造物の保存のために必要な資材について, その重要性等の理解を深めるための研修会等を支援する。	30	30	
	○【平成27年度概算要求】ふるさと文化財の森構想文化財の森システム推進事業 檜皮, 木材(ヒノキ, マツ等)等を資材別にふるさと文化財の森を設定し, 所有権の検証等を行うとともに, 文化財修理用資材に対する意識向上を図るための情報発信, 体験学習等を通じた学校教育, 生涯学習活動を支援する。また, 設定地において, 保存修理に使用される資材の育成のために必要な管理業務に対して補助を行う。	28	25	
	○【平成27年度概算要求】文化財総合活用戦略プラン 「日本遺産」認定の仕組みの創設をはじめ, 歴史文化基本構想の策定や, 地域の文化財の一体的な公開活用を促進するための情報発信, 設備整備等の取組を行う自治体等への重点支援を行う。	14,099	0	
	○【平成26年度】平成26年度文化遺産を活かした地域活性化事業 伝統行事・伝統芸能の公開, 後継者養成, 古典に親しむ活動など, 地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。	0	2,147	平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
□伝承者養成の裾野の拡大 重要無形文化財の指定, 選定保存技術の選定が行われていない無形文化財及び文化財保存技術の中で, 保存を図る必要性の高いものについて, 保存団体等が行う養成事業者等について支援を行う。	/	/		

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実				
◆ 芸術鑑賞機会, 伝統文化等に親しむ機会の充実	○【平成27年度概算要求】文化芸術による子供の育成事業 国, 地域のNPOや劇場, 学校等が連携し, 芸術団体や芸術家による優れた舞台芸術の鑑賞や実技指導・ワークショップ等を実施。	5,343	5,102	※平成25年度までは「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」として実施。
	○【平成27年度概算要求】伝統音楽等の普及促進支援事業 伝統音楽の正しい知識, 技能を指導者等に教授するため, 実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行う。	27	27	
	○【平成27年度概算要求】伝統文化親子教室事業 子供たちが親と共に, 民俗芸能, 工芸技術, 邦楽, 日本舞踊, 茶道, 華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する。	1,319	1,200	
	○【平成24年度】文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 重要文化財等の公開活用, 史跡等の復元・公開, 地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開等, 地域の特色ある総合的な取組を積極的に支援し, 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進	0	0	
◆ コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実	○【平成27年度概算要求】文化芸術による子供の育成事業	5,343	5,102	【再掲】

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承				
◆ 計画的な修復, 防災対策等による文化財の適切な保存・継承	○【平成27年度概算要求】文化財の保存修理等 国指定等文化財を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため, 保存修理事業に対する補助を行う。	11,695	10,150	
	○【平成27年度概算要求】文化財の防災施設の整備等 国指定等文化財を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため, 防災・防犯対策事業等に対する補助を行う。	2,152	2,105	
	○【平成27年度概算要求】近代化遺産等重点保存修理事業 平成5年度から重要文化財への指定を進めてきた煉瓦造や鉄筋コンクリート造等の文化財建造物(近代化遺産)は, 現在, 本格的な修理の時期を迎えている。これらは伝統的な木造建造物とは修理方法や修理周期などの考え方が異なるため, それぞれの状況に応じた修理を検討・実施することで文化財としての価値を担保する。	1,500	0	
	○【平成27年度概算要求】美術工芸品の防災・防犯対策の推進 盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策, 国庫補助事業の説明などを内容とした研修会の実施や, 所有者に対する文化財保護法上必要な手続の周知等を行うことにより, 防災・防犯対策や補助金事業, 各種手続に対する所有者等の理解を深め, 国宝・重要文化財等の次世代への継承を推進する。	5	7	平成26年度予算は「美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進」及び「防災・防犯に関する研修会」。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 計画的な修復, 防災対策等による文化財の適切な保存・継承(続き)	○【平成27年度概算要求】歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業 歴史的に由緒ある史跡等について, 整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ, 復元, 保存・修復等の整備を行うことにより, 史跡等の魅力発信につなげ, 地域の活性化・アイデンティティの醸成を図る。	7,604	0	「文化財総合活用戦略プラン」のメニューとして実施。
	○【平成27年度概算要求】地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発を行うとともに, その保管・展示や活動拠点のための施設として, 廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備整備を行い, 両者の一体的な運用を図ることによって, 地域活性化を促進する。	800	0	「文化財総合活用戦略プラン」のメニューとして実施。
	○【平成26年度】地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした地域の振興・活性化を図るため, 「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援。	0	3,000	平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	▽【平成27年度税制改正要望】登録有形文化財である家屋については, 固定資産税, 都市計画税を2分の1に軽減する措置がなされているが, その対象を家屋の敷地にも拡充する。	/	/	
	▽【平成26年度税制改正措置】重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に譲渡した場合に係る譲渡所得の非課税措置について, その適用期限を2年延長(平成28年12月31日まで)。 ▽【平成26年税制改正措置】地方独立行政法人に対する寄付金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充(総務省との共同要望)(地方公共団体に対し重要文化財等を譲渡した場合に認められる譲渡所得の特例について, いわゆる「博物館相当施設」の設置・管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対し重要文化財等を譲渡した場合についても, 譲渡所得の特例の対象とした)。	/	/	

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 積極的な公開・活用による 国民が文化財に親しむ機会 の充実	○【平成27年度概算要求】民俗文化財の伝承等	294	250	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】無形文化財の伝承・公開	606	606	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】有形文化財の公開活用の推進 国宝・重要文化財等の所有者等による公開に係る経費の一部補助や国有文化財等の模写模造品を製作し公開を行う。	196	295	・重要文化財等公開促進事業 ・国有文化財等の模写模造 ・重要文化財等保存活用整備事業 【再掲】
	○【平成27年度概算要求】古墳壁画の保存・活用等 壁画の保存修理作業や壁画の保存・活用のための調査研究・壁画の公開等を実施する。	359	364	・高松塚古墳壁画保存・活用の推進 ・キトラ古墳保存修理等
	○【平成27年度概算要求】NPO等による文化財建造物の管理活用事業	12	11	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】文化庁主催の展覧会事業 文化庁が毎年度指定する国宝・重要文化財等について、展覧会等を通じて広く国民へ紹介する。また、全国で実施されている発掘調査により明らかになった遺構、出土品等を巡回展示し、併せて開催地域における遺構、出土品等を展示する。	57	57	・「国民のたから」鑑賞機会の充実 ・発掘された日本列島展
	○【平成27年度概算要求】世界遺産登録推薦等 我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へつなげるとともに、登録後の保全と活用を図るため、世界遺産委員会や専門家会合に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行う。	87	88	平成25年度で2事業廃止 ・世界遺産普及活用事業 ・世界遺産戦略強化事業 平成26年度は2事業新規 ・世界遺産普及活用・推進事業 ・日本遺産発信・活用事業 (平成26年度のみ) 平成27年度 ・世界遺産普及活用・推進事業

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 積極的な公開・活用による 国民が文化財に親しむ機会 の充実(続き)	○【平成27年度概算要求】文化財総合活用戦略プラン	14,099	0	【再掲】 平成27年度新規事業
	○【平成26年度】地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	0	3,000	【再掲】 平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成26年度】地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	0	1,308	【再掲】 平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成26年度】文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財等建造物, 伝統的建造物群などの地域の「たから」を公開活用し, 魅力ある地域づくりを推進する取組への支援事業を創設するとともに, 安心・安全の観点から伝統的建造物群の防災対策を支援。	0	1,344	平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成26年度】文化遺産を活かした地域活性化事業	0	2,147	【再掲】 平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成24年度】文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	0	0	【再掲】

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大	○【平成27年度概算要求】「歴史文化基本構想」普及促進事業 地方公共団体に対し、「歴史文化基本構想」(地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針)の策定に向けた指導及び助言等を行う。	5	5	
	○【平成27年度概算要求】文化財総合活用戦略プラン	14,099	0	【再掲】 平成27年度新規事業
	○【平成27年度概算要求】日本遺産魅力発信推進事業 地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定する仕組みを新たに創設するとともに、歴史的的魅力に溢れた文化財群を官民協働のもと、地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。	1,506	0	「文化財総合活用戦略プラン」のメニューとして位置付け。
	◇登録文化財の登録の推進 開発等により保護の必要性が高まってきている近代の文化財を対象として、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度により、所有者による自主的な保護を促進。	/	/	
◆ アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用	○【平成27年度】文化遺産オンライン構想の推進 我が国の文化財の情報を広く国内外に向けて発信するため、全国の博物館・美術館に対して、画像掲載率の向上、資料のデジタル化等を行うための経費を支援するとともに、登録等を推進するための広報活動を実施する。	137	102	
	○【平成27年度概算要求】文化関係資料のアーカイブ 歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。	129	54	
	○【平成26年度】メディア芸術情報拠点推進事業(デジタルアーカイブ推進) 我が国の優れたメディア芸術作品を保存するため、作品の所在情報等に係るデータベースを整備する。	0	168	
	○【平成27年度概算要求】メディア芸術連携促進等事業【新規】 我が国でこれまで創造されてきたメディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる作品の所蔵情報等の運用・活用を行う。また、優れた作品や散逸、劣化の危険性が高いなどの作品についての保存やその活用を図るため、各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援を行い、相互連携を図る。	577の内数	0	

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略5 文化芸術の地域振興, 観光・産業振興等への活用				
◆ 有形無形の文化芸術資源の地域振興, 観光・産業振興等への活用	○【平成27年度概算要求】文化財総合活用戦略プラン	14,099	0	【再掲】平成27年度新規事業
	○【平成26年度】文化財建造物等を活用した地域活性化事業	0	1,344	【再掲】平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置位置付け。
	○【平成26年度】地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	0	3,000	【再掲】平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置位置付け。
	○【平成26年度】地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	0	1,308	【再掲】平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置位置付け。
	○【平成26年度】文化遺産を活かした地域活性化事業	0	2,147	【再掲】平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置位置付け。
	○【平成24年度】文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	0	0	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】「歴史文化基本構想」普及促進事業	0	5	【再掲】平成27年度は「文化財総合活用戦略プラン」に位置付け。
	○【平成27年度概算要求】文化遺産オンラインの構想の推進	137	102	【再掲】

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 新たな創造拠点の形成支援及び 地域文化の振興奨励	○【平成27年度概算要求】文化芸術の海外発信拠点形成事業 異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受入れや、国際的な文化芸術創造など各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)を支援することにより、日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。	110	130	
	○【平成26年度】地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ 優れた文化芸術の創造発信事業を積極的に支援し、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活発化させ、各地域の特性を活かした地域文化の再生やコミュニティの再構築などにより、地域活性化を推進する。	0	2,522	※平成27年度は「文化芸術グローバル化推進事業」として実施
	○【平成27年度概算要求】文化芸術グローバル化推進事業【新規】 地方公共団体が実施する、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業、訪日外国人が鑑賞・体験できる事業を支援し、文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信、文化芸術によるインバウンドの増加を推進する。	3,752	0	
	○【平成27年度概算要求】劇場・音楽堂等活性化事業	3,403	3,003	【再掲】

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実				
◆ 海外公演・出展, 国際共同制作等への支援充実	○【平成27年度概算要求】芸術文化の世界への発信と新たな展開(国際芸術交流支援事業, 優れた現代美術の海外発信促進事業) 我が国のプロフェッショナルな舞台芸術団体が行う海外公演, 国際共同制作や我が国の優れた現代美術の海外の国際アートフェスティバルへの出展等を支援することにより, 我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに, 国際発信力を強化し, 我が国のプレゼンスを高める。	1,197の内 数	1,096の内 数	
	○【平成27年度概算要求】海外映画祭への出品等支援 我が国の優れた映画の海外映画祭への出品等を支援することにより, 日本映画の発展と世界への我が国文化の発信に資することを目的とする。	71	71	
	○【平成27年度概算要求】文化芸術の海外発信拠点形成事業 異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受入れや, 国際的な文化芸術創造など各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)を支援することにより, 日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。	110	130	【再掲】
◆ 中核的国際芸術祭の国内開催, 海外フェスティバルへの参加等への支援, メディア芸術祭を世界的祭典へ	○【平成27年度概算要求】芸術文化の世界への発信と新たな展開(国際芸術フェスティバル支援事業, 国際芸術交流支援事業, 優れた現代美術の海外発信促進事業) 我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルを継続的に支援し, 文化芸術の創造・発信の世界的拠点を育成するとともに, 我が国の舞台芸術団体や優れた現代美術の海外フェスティバル等への参加・出展を支援することにより, 我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに, 国際発信力を強化し, 我が国のプレゼンスを高める。	1,197の内 数	1,096の内 数	
	○【平成27年度概算要求】メディア芸術祭等事業 優れたメディア芸術作品を顕彰する文化庁メディア芸術祭を実施し, 応募・入賞を目指す国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図る。	394	351	

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に対する対応状況

六つの重点戦略	対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)	平成27年度 概算要求額	平成26年度 予算額	備考
		【単位:百万円】		
◆ 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実	○【平成26年度】地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	0	1,308	【再掲】
	○【平成27年度概算要求】地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業	1,805	0	【再掲】 「文化財総合活用戦略プラン」のメニューとして実施。
	○【平成25年度】博物館・美術館相互交流事業 諸外国の博物館・美術館等の学芸委員等を招へいし、調査、研究、研修等を実施するとともに、我が国の博物館・美術館等の学芸員等を海外派遣し相互交流を図る。	0	0	
	○【平成23年度】文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	0	0	【再掲】
◆ 文化財分野の国際協力の充実	○【平成27年度概算要求】文化遺産保護等の国際協力の推進 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」及び「無形文化遺産保護条約」に基づき、有形・無形の文化遺産に対する国際協力を推進することにより、せかいにおける多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資する。	380	358	
	○【平成27年度概算要求】日本古美術海外展 我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善を推進する。	58	37	
◆ 東アジア地域における国際文化交流の推進	○【平成27年度概算要求】東アジア文化交流推進プロジェクト事業 日中韓で選定した東アジア文化都市において開催される行事に、文化芸術団体の派遣・招へいを行う。また、新たに東アジア諸国との間で芸術家、文化人等の交流事業や、日本が強みを有する分野での文化協力事業を実施する。	193	165	
	○【平成27年度概算要求】文化芸術の海外発信拠点形成事業 異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受入れや、国際的な文化芸術創造など各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)を支援することにより、日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。	110	130	【再掲】

事務局説明資料②

目 次

今後の検討スケジュール（イメージ）	1
ヒアリング予定団体	2
書面ヒアリングで聴取する事項	3
第4次基本方針策定に当たっての論点	4

今後の検討スケジュール（イメージ）

※ 網掛けは、終了した会議

（文化審議会総会 第1回）

第1回：3月28日（木）15:00～17:00

（文化政策部会 第1回）

第1回：5月15日（木）10:00～12:00

・ 文化芸術立国中期プラン説明，諮問文説明，関係省庁施策説明

（文化政策部会）

第2回：5月29日（木）14:00～16:30

第3回：6月16日（月）15:30～18:00

第4回：7月 3日（木）13:00～15:30

・ 論点整理，委員からの意見発表（第2回～第4回）／審議経過報告（第4回）

（文化審議会総会）

第2回：7月24日（木）15:00～17:00

・ 「審議経過報告」を説明

（文化政策部会）

第5回：8月6日（水）13:00～15:30

ヒアリング（文化芸術団体等①）

第6回：9月 1日（月）10:00～12:30

ヒアリング（文化芸術団体等②）

第7回：10月27日（月）15:00～17:30 【今回】

ヒアリング（文化芸術団体等③）／ 第3次基本方針の検証

第8回：11月10日（月）15:00～17:30

ヒアリング（地方公共団体，NPO）

今後

（答申起草に向けたワーキング・グループ）

[メンバー：熊倉委員，片山委員，太下委員，吉本委員，湯浅委員]

第1回：12月 1日（月）13:00～15:00 第2回：12月15日（月）10:00～12:00

（文化政策部会）

第9回：1月

（答申起草に向けたワーキング・グループ） 第3回：2月上旬／第4回：2月下旬

（文化審議会文化政策部会） 第10回：2月下旬

（文化審議会総会） 第3回：3月16日（月）15:30～17:30

3月中旬～4月上旬 国民からの意見募集

（文化審議会総会） 平成27年3月下旬

（文化審議会総会・文化政策部会合同） 平成27年4月上旬 → 答申

※ 4月下旬頃：答申を踏まえて，次期基本方針を閣議決定

文化政策部会・ヒアリング団体

8/6（第5回）ヒアリングの1回目

公益社団法人・日本演奏連盟【実施済み】

コミック・マーケット準備会事務局【実施済み】

独立行政法人・国際観光振興機構（日本政府観光局（JNTO））【実施済み】

9/1（第6回）ヒアリングの2回目

公益社団法人・日本芸能実演家団体協議会【実施済み】

全国美術館会議【実施済み】

NPO法人 映像産業振興機構（VIPO）【実施済み】

一般社団法人・日本レコード協会【実施済み】

NPO法人・デザインアソシエーション【実施済み】

10/27（第7回）ヒアリングの3回目【今回】

一般社団法人・日本ファッションウィーク

一般社団法人・茶道裏千家淡交会

公益社団法人・日本観光振興協会

公益社団法人・全国公立文化施設協会

全国伝統的建造物群保存地区協議会



今後

11/10（第8回）ヒアリング④【15:00~17:30】【次回】

独立行政法人・国際交流基金

八戸市

小田原市

NPO法人・アートNPOリンク

各委員から御推薦のあった下記団体等は、書面ヒアリングを実施

（NPO法人等の団体）

株式会社・ジャパトラ、公益財団法人 日本センチュリー交響楽団、財団法人 地域創造、

有限会社 アゴラ劇場、せんだいメディアテーク（公益財団法人仙台市市民文化財団）

NPO法人 JCDN（ジャパンコンテンポラリーダンス・ネットワーク）、舞台芸術者オープンネットワーク、

日本劇団協議会、劇場・音楽堂等連絡協議会

（地方公共団体）

福島県・文化財保護審議会委員（会津大学非常勤講師）懸田弘訓氏

書面ヒアリングで聴取する事項

書面ヒアリング実施時期： 平成 26 年 11 月中

聴取事項：

1. 各団体のこれまでの活動内容や活動実績
2. 現状における文化政策に対する認識
3. 2020 年，そしてそれ以降の我が国の文化政策への期待

（東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ，そしてそれ以降も見据え，日本の文化政策をどのように発展させ，我が国の文化芸術を発信していくべきか

（人づくり，地域活性化策，世界への発信，制度改善等）

当方からの提供資料：

○文化芸術立国中期プラン

(http://www.bunka.go.jp/ima/press_release/pdf/geijutsu_plan_140328.pdf)

○今般の審議根拠となる文部科学大臣からの諮問文

(http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/soukai/61/pdf/shiryo_2.pdf)

○審議経過報告（第 1 2 期・文化審議会文化政策部会報告）

第4次基本方針策定に当たっての論点

◎ 全体構成について

【論点】第4次方針の内容・構成をどのようにするか。

(参考) 第3次基本方針は、以下の柱で構成
第1 文化芸術振興の基本理念
第2 文化芸術振興に関する重点施策
第3 文化芸術振興に関する基本的施策

◎ 「第1 文化芸術振興の基本理念」について

(1) 構成及び内容について

「第1 文化芸術振興の基本理念」は、文化芸術振興の意義や、文化芸術振興に当たっての基本的視点など、長期的で普遍的な文化芸術振興の基本的な考え方を示している。

【論点】

第3次基本方針までの構成や内容を踏まえつつ、東日本大震災での経験を踏まえた視点や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びその後も見据えた視点を新たに盛り込むなど、昨今の社会情勢の変化を踏まえての加筆・修正を行うという方向性か。

◎ 「第2 文化芸術振興に関する重点施策」について

(1) 構成について

「第2 文化芸術振興に関する重点施策」では、文化芸術立国の実現を目指すための重点戦略を6つ掲げている。これらは、施策目的を6つに分けて、様々な事業を、各施策の目的ごとに細分化して整理した戦略となっている。

(参考) 現行の6つの重点戦略(第3次基本方針)
重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援
重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実
重点戦略3 子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承
重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

【論点】

第4次基本方針策定に向けた審議要請（諮問）では、「2020年を見据えた基本的視点」、「人材の育成」、「地域振興」、「観光・産業振興等」、「国際交流、体制の整備」、という大枠の構成を取っている。

これは、2020年を目標として、「人材育成」、「地域振興、観光・産業振興等」、「国際交流」、「体制整備」という大枠の下で、それぞれ文化政策の在り方を総合的に審議することが、意義があるとの考え方に立っているものである。

例えば、第3次方針では、人材の育成に関する施策については、施策の対象が文化芸術団体であるか、芸術家であるか、子供や若者であるかにより、柱を分けていたが、根底にある政策目的は、「人づくり」という点で、共通であると言えるため、大括りに一つとしている。

文化芸術立国中期プランでも、それに準じた構成となっている。

第4次方針においては、諮問文や文化芸術立国中期プランの構成を参考とするか。

（参考①） 諮問文の構成

- 1 2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点
- 2 創造力等の豊かな子供や若者、文化芸術を創造し支える人材の育成
- 3 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用等
- 4 文化発信と国際交流の推進
- 5 文化振興のための体制の整備

（参考②） 文化芸術立国中期プランの構成

- 1 人をつくるための施策
- 2 地域を元気にするための施策
- 3 世界の文化交流のハブとなるための施策
- 4 施設・組織、制度の整備のための施策

(2) 内容について

【考え方】

内容としては、例えば、以下のような施策を重点施策として、新たに盛り込む必要がある。

(審議経過報告に盛り込まれている施策【例】)

- ・ 2020年を契機とし、それ以後をも見据えた振興方策
- ・ 文化力で社会課題へ対応する施策
- ・ 専門人材の不足への対応
- ・ アーカイブの在り方を総合的に検討するなかで、日本の強みを生かす国際的な拠点づくりを推進
- ・ 省庁横断的な文化政策の戦略の検討（福祉，教育，産業，観光等との連携）
- ・ 日本ブランドの認知度向上により、市場の創造につなげる施策
- ・ 現在、試行中の「アーツカウンシル」の本格実施の検討
- ・ 全国的な文化プログラムの取組への支援
- ・ 文化プログラム実施のための環境の整備
- ・ 文化観光コンシェルジュ機能の整備 等

3. 「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」について

(1) 構成及び内容について

【考え方】

「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」は、文化芸術振興に関して、文化芸術振興基本法の規定に即し、網羅的に基本方針の対象期間中の施策を記載する箇所である。

現行の方針に記載のある各施策の進捗状況を反映するとともに、上記2(2)に記載するような新たな施策を、新たに盛り込む必要がある。

(参考) 第3 文化芸術振興に関する基本的施策の構成

構 成	基本法上の条項
1. 文化芸術各分野の振興	
(1) 芸術の振興	8条
(2) メディア芸術の振興	9条
(3) 伝統芸能の継承及び発展	10条
(4) 芸能の振興	11条
(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及	12条
(6) 文化財等の保存及び活用	13条
2. 地域における文化芸術振興	14条
3. 国際交流等の推進	15条
4. 芸術家等の養成及び確保等	16条
5. 国語の正しい理解	18条
6. 日本語教育の普及及び充実	19条
7. 著作権等の保護及び利用	20条
8. 国民の文化芸術活動の充実	21条
(1) 国民の鑑賞等の機会の充実	22条
(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	23条
(3) 青少年の文化芸術活動の充実	24条
(4) 学校教育における文化芸術活動の充実	
9. 文化芸術拠点の充実等	
(1) 劇場、音楽堂等の充実	25条
(2) 美術館、博物館、図書館等の充実	26条
(3) 地域における文化芸術活動の場の充実	27条
(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮	28条
10. その他の基盤の整備等	
(1) 情報通信技術の活用の推進	29条
(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	30条
(3) 民間の支援活動の活性化等	31条
(4) 関係機関等の連携等	32条
(5) 顕彰	33条
(6) 政策形成への民意の反映等	34条